

エンドユーザーライセンス契約

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア



本エンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)及び適用される補足条項(以下総称して「本契約」という。)は、オーダーに記載されたシーメンスの法人(以下「シーメンス」又は「SISW」という。)と本契約に同意されたお客様(以下「お客様」という。)との間で締結されます。本契約は、自署若しくは電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意することができます。電子システムでは、お客様はボタンをクリックして本条項に同意することを求められます。ボタンをクリックするかサービスを使用すると、本契約を読んでその内容を理解し、本契約に同意したことになります。お客様が本契約に同意されない場合、お客様は提供物を使用することはできず、提供物をインストール又は使用する前に、提供物をシーメンス又はその正規パートナーに返却する必要があります。

1. 優先順位と定義

1.1 優先順位 EULA と補足条項との間に矛盾がある場合、補足条項が優先されます。本契約とオーダーとの間に矛盾がある場合、これらに基づき注文された提供物に関してはオーダーが優先します。

1.2 定義

「AI」とは、統計的学習アルゴリズム、モデル、ニューラルネットワーク、機械学習、ディープラーニング、及びユーザー入力に基づいてコンテンツを生成することができる関連手法又はツールを含む人工知能技術を意味します。

「AI サービス」とは、シーメンスが提供するサービスのうち、シーメンスがAIを組み込み、利用し、活用し、又はAIによって動作していると特定したサービスを意味します。

「AI 利用規約」とは、<https://www.siemens.com/sw-terms/ai> に掲載されているシーメンスのAI サービス利用規約を意味し、ここに参照することによって本契約に組み込まれます。

「API」とは、アプリケーションプログラミングインターフェースを意味します。

「コンテンツ」とは、データ、テキスト、オーディオ、動画、画像、モデル、又はソフトウェアを意味します。

「ドキュメンテーション」とは、シーメンスが該当する提供物と共に提供する印刷形式、オンライン形式、又はヘルプ機能の一部として組み込まれた、使用説明書、学習資料、技術文書、機能文書、及びAPI情報を意味します。これらはシーメンスによって随時更新される場合があります。

「エンタイトルメント」とは、いずれの提供物においても、該当するオーダー又は補足条項に記載されている当該提供物のライセンスタイプ、使用タイプ、制限、数量、その他の測定値、又は当該提供物の使用が許可される条件を意味します。これには、当該提供物の使用を許可されるユーザー数やそのカテゴリ、許可される地理的地域、利用可能なストレージスペース、計算能力、その他の属性や指標に関する制限や制約が含まれますが、これらに限定されません。

「ハードウェア」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するハードウェア機器、デバイス、アクセサリ、部品、及びこれらに組み込まれたファームウェアを意味します。

「無償提供物」とは、お客様に無料で提供される提供物を意味します。

「提供物」とは、シーメンスが提供し、オーダーに記載されている個々の提供物を意味します。ソフトウェア、AI サービス、ハードウェア、プロフェッショナルサービス、又はこれらの組み合わせ、及び関連するドキュメンテーションで構成されます。

「オーダー」とは、(i) 本契約の条件を組み込み、お客様が注文した提供物と関連料金を記載し、(ii) お客様が自署、電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意し、及び (iii) シーメンスによって承認された、オーダーフォーム (Order Form)、作業明細書 (SOW)、Licensed Software Designation Agreement (LSDA)、又は同様の注文書を意味します。

「プレビュー」とは、「ベータ」、「プレビュー」、「プレリリース」、「アーリーアクセス」、又は「非一般リリース」として識別される提供物又はその機能を意味します。

「プロフェッショナルサービス」とは、本契約に従ってシーメンス又はその代理人が提供する、オーダーに基づくトレーニング、コンサルティング、エンジニアリング、又はその他のプロフェッショナルサービスを意味します。

「シーメンス IP」とは、あらゆる提供物又は提供物の基盤となる技術ソリューション、及びそれらの改良、改修、派生物に関わるか若しくはこれらの提供又は納入に使用されるあらゆる特許、著作権、企業秘密、アルゴリズム、モデル、及びその他の知的財産権を意味します。

「ソフトウェア」とは、本契約に基づきシーメンスがお客様にライセンスを付与してダウンロードを可能にした若しくはインストールできるように納入したソフトウェアを意味します。これには、アップデート、改修、設計データ、それらの全てのコピー、関連するソフトウェアベースのAPI、スクリプト、ツールキット、ライブラリ、参照コード又はサンプルコード、モデル及び同様の資料が含まれます。

「サブスクリプション期間」とは、オーダーに記載されている、お客様が提供物を利用できる期間を意味します。更新された場合は、新しいサブスクリプション期間が適用されます。

「**補足条項**」とは、本契約に添付されているか、オーダーに記載又は参照されている、特定の提供物に適用される追加の条件を意味します。

「**第三者のコンテンツ**」とは、第三者が所有又は管理するコンテンツ、アプリケーション、及びサービスで、提供物を通じて若しくは提供物に関連して、当該第三者により、お客様に提供されるものを意味します。

2. オーダー

2.1 **オーダー** 両当事者は、本契約に基づき1つ又は複数のオーダーを締結することができます。個々のオーダーは両当事者を法的に拘束し、EULAの条項及び適用される全ての補足条項に準拠します。

2.2 **納入** オーダーに別段の記載がない限り、ソフトウェアの納入は、シーメンスが指定するWebサイトからソフトウェアを電子的にダウンロードするか、ソフトウェアが含まれる物理的媒体の出荷により、お客様がソフトウェアを使用可能になった時点で完了したものとします。米国又は中国国内で行われるソフトウェア媒体の出荷には、EXW(工場渡し)条件(インコタームズ2020)が適用されます。その他の全てのソフトウェアにはDAP(仕向地持込渡し)条件(インコタームズ2020)が適用されます。

2.3 **支払い** お客様は、両当事者による別段の合意がない限り、該当するオーダーに定める料金を、当該請求日から30日以内に支払うものとします。シーメンスは、プロフェッショナルサービスの料金を、料金の発生に応じて月単位でお客様に請求します。該当するオーダーに別段の記載がない限り、シーメンスはその他の提供物に関連する料金をお客様に事前に請求します。本契約に明示的に記載されている場合を除き、全ての支払い義務は解約不可能であり、全ての料金は返金されません。お客様がシーメンス公認のソリューションパートナーを通じて提供物を調達した場合、請求と支払いについてお客様とソリューションパートナーの間で異なる条件が規定され、適用される場合があります。シーメンスは、アカウント管理と請求を目的として、お客様のサービスの使用と消費に関する情報をソリューションパートナーと共有することがあります。

2.4 **租税** シーメンスが請求する全ての金額には、税金、関税、輸入税、及びその他の料金(以下総称して「**租税**」という。)が含まれません。お客様は、お客様の提供物の使用と受領に対して政府当局が課す全ての適用される租税を支払うこと、又はシーメンスに対してかかる税額を返金することに同意するものとします。お客様が付加価値税又は売上税若しくは同様の税金を免除される場合、お客様は、適時に作成された有効な免除証明書、直接払い許可、又は、その他の政府承認文書を提出するものとします。お客様が租税の控除又は源泉徴収を行うことを法令により義務付けられている場合、お客様はシーメンスに支払う金額を増額し、シーメンスが当初請求した金額を受け取れるようにします。お客様は、速やかに租税の支払い又は源泉徴収したことを確認する全ての租税領収書を提示します。

3. 提供物の使用

3.1 **使用権** シーメンスは、提供物に含まれるソフトウェア及びドキュメンテーションの非独占的、譲渡不能な且つサブライセンス不可能な限定的な権利をお客様に付与します。お客様は、該当するサブスクリプション期間中若しくはオーダーに指定されているその他の期間中、社内業務を目的とし、エンタイトルメントと本契約にのみ基づいてドキュメンテーションを使用し、ソフトウェアをインストール及び使用できるものとします。本契約に別段の定めがない限り、ソフトウェアはオブジェクトコード形式でのみ提供されます。お客様は、許可された使用をサポートするために必要な場合に限り、本ソフトウェアをコピーすることができます。各コピーには、ソフトウェアに組み込まれていた、及びシーメンスから受け取ったメディア又はコンテナに添付されていた、全ての通知及び凡例を含める必要があります。シーメンス又はそのライセンサーは、ソフトウェアとシーメンスIPの権原及び所有権を保有します。シーメンスは、本契約で明示的に許諾されていない製品及びシーメンスIPの全ての権利を保有します。

3.2 **ユーザー** 提供物へのアクセスを許可されるユーザーの数とカテゴリは、エンタイトルメントによって定義されます。お客様は、お客様に代わって、若しくはお客様の招待で、又はお客様のユーザーの招待によって、提供物にアクセスするかどうかに関わらず、本契約に基づくお客様の義務を全てのユーザーに遵守させることを保証するものとします。ユーザーによる本契約の違反、又は全てのユーザーアカウントへの不正アクセスに気付いた時は、お客様は直ちにシーメンスに通知し、該当ユーザー又はユーザーアカウントの提供物へのアクセスを停止するものとします。お客様は、本契約に関連して、ユーザー若しくはユーザーのアカウントを使用又はアクセスする個人が行った作為又は不作為について責任を負います。お客様は、シーメンスに申告し、通知し、又は注文を行うユーザーがお客様に代わって行うことに、同意します。お客様の関連会社が提供物にアクセス又は使用する場合、シーメンスは当該関連会社に対して権利を直接行使できるものとします。

3.3 **一般的な使用制限** 本契約で認められている場合を除き、お客様は、以下の事を自ら行わず、或いは第三者をして行わせないものとします。(i) シーメンスの書面による事前承諾なく、提供物の再販売、譲渡、サブライセンス、出版、貸与、リース、又は第三者の利益のために提供物を使用すること、(ii) 提供物の修正、変更、改ざん、修理、又は派生物の作成を行うこと、(iii) 提供物のリバースエンジニアリング、逆アSEMBル、逆コンパイル、又はソースコードの発見を試みること、(iv) 本契約に抵触するか、提供物に適用されていないオープンソースソフトウェアライセンスの対象となり得る方法で当該提供物を使用すること、(v) 提供物と競合する製品の開発又は改善目的で当該サービスを使用すること(但し、この制限は、お客様が所有する出力を、自社の内部業務のために自社の人工知能モデルのトレーニングや改善を行うなどの目的で使用することを妨げるものではない)、(vii) Webスクレイピング、Webハーベスティング、Webデータ抽出又はその他の法で提供物からデータを抽出すること、(viii) お客様や他のユーザーによる提供物の使用により、適用される法令、規制、規則、第三者の権利に違反することを、お客様が知っている、又は知るべき態様で、アウトプットを生成又は使用する目的で、提供物を使用すること、(ix) 提供物に含まれている、又は提供物に添付されている所有権表示又は凡例を削除すること。お客様は、提供物の使用許諾範囲をサポートするため、ドキュメンテーションで「公開」され、特定されているAPIだけを、そこに記載されているとおりにのみ使用するものとします。お客様は、本契約で明示的に許諾されている提供物の使用をサポートするために必要な場合に限り、ソフトウェア又はドキュメンテーション

ンをコピーすることができます。かかるコピーには、シーメンスから受領したソフトウェア若しくはドキュメンテーションに含まれている、又はそれらに添付されている全ての著作権表示を必ず含めるものとします。本条に記載された制限は、適用法令と矛盾する場合には適用されません。

- 3.4 **AI 利用規約、補償** お客様は、AI サービスを使用する全てのユーザーが AI 利用規約を遵守することを保証するものとします。お客様は、(i) お客様又は AI サービスのユーザーによる AI 利用規約の違反、(ii) お客様又は AI サービスのユーザーの提供物の使用による法律、規制、他者の権利の侵害に起因する請求、損害、罰金、及び費用(弁護士費用を含む)について、シーメンスとその関連会社、請負業者、代表者に対して補償するものとします。
- 3.5 **お客様のシステムのセキュリティ** お客様は、お客様のシステム上のソフトウェアを含め、お客様のシステムのセキュリティに対する責任を負い、商業的に合理的な手段を講じて、お客様のシステムからマルウェア、ウィルス、スパイウェア、トロイの木馬を排除するものとします。
- 3.6 **権利の留保** 全てのソフトウェア、AI サービス、非公開のドキュメンテーションは、シーメンスとそのライセンサーの企業秘密です。シーメンス又はそのライセンサーは、ソフトウェア、AI サービス、ドキュメンテーション及びシーメンス IP の権原と所有権を留保します。シーメンスは、本契約で明示的に許諾されていない提供物及びシーメンス IP の全ての権利を保有します。
- 3.7 **無償提供物、プレビュー** 無償提供物及びプレビューは、保証、補償、サポート又はその他の義務なしで、全て「現状有姿」で提供されます。お客様は、プレビューの評価及びテストを無償で行うことに同意し、プレビューへのアクセスをシーメンスが許可した社員とお客様の拠点だけに制限するものとします。シーメンスは、お客様がプレビューを使用中又は使用後にシーメンスが考案又は作成した全ての評価書類、発明、開発に対する独占的な権原と所有権を有するものとします(お客様のフィードバックに基づくものを含みます)。シーメンスは、いつでもプレビューの変更、制限、一時停止、又は終了することができます。お客様は、プレビューが本番使用の準備ができていないこと、又、お客様によるプレビューの使用は、お客様自身の責任と裁量に委ねられることを認めるものとします。お客様は、「デモ」、「テスト」、「評価」、「ベータ」、「プレリリース」又は類似の記載がされた無償提供物及びプレビューを、社内でのテスト及び評価目的でのみ使用するものとし、生産又はその他の商業目的では使用しないものとします。
- 3.8 **サードパーティ・テクノロジー** 提供物には、別途の条項(以下「サードパーティ条項」という。)に基づき、サードパーティからライセンスが付与されるオープンソースソフトウェアのコンポーネントを含め、サードパーティのソフトウェア、サードパーティのテクノロジー及びサードパーティの資料(以下「サードパーティ・テクノロジー」という。)が含まれることがあります。サードパーティ条項は、ドキュメンテーション、補足条項、「read me」ファイル、ヘッダファイル、通知ファイル又は同様のファイルで指定されます。本契約の条件と矛盾する場合、サードパーティ条項が、サードパーティ・テクノロジーに関して優先されます。ソフトウェアに関しては、オープンソースソフトウェアとソフトウェアとの接続に基づきお客様に使用権が付与されている範囲内で、オープンソースソフトウェアに対する補足条項が優先されます。サードパーティ条項でシーメンスにサードパーティ・テクノロジーをソースコード形式で提供することが求められている場合、シーメンスは書面による要求及び合理的な費用の支払いにより、それを提供します。
- 3.9 **保守サービス条項** 保守サービスには、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に記載されている条項が適用され、ここに参照することによって本契約に組み込まれます。

4. データセキュリティとプライバシー

各当事者は、本契約に基づくそれぞれの義務に関連し、個人データの保護に対して適用されるデータプライバシー法を遵守するものとします。シーメンスがお客様から提供された個人データの処理者となる場合、関連する提供物の使用については、<https://www.siemens.com/dpt> に掲載されているデータプライバシー規約が(ここに記載されている技術的措置と組織的措置を含め)適用され、ここに参照することにより本契約に組み込まれます。

5. 保証及び保証の否認

- 5.1 **ソフトウェアの保証** シーメンスは、お客様に提供物が初めて提供された日から 90 日間、ソフトウェアがドキュメンテーションに記載された特性や機能に実質的に沿って動作することを保証します。シーメンスは、本保証の違反に対するシーメンスの全責任において、シーメンスの選択により、お客様の唯一かつ排他的な救済措置として、適用法令で許容される範囲内で、(i) エラーの修正又は回避策の提供を行うか、(ii) 欠陥のあるソフトウェアを交換するか、(iii) 欠陥のあるソフトウェアの返品をお客様に依頼し、本保証に準拠していない提供物のオーダーを終了し、当該提供物に対して支払われた料金を返金します。ソフトウェアの保証は、(a) 無償提供物及びプレビュー、(b) 組み合わせ変更時に提供されるソフトウェア、(c) オーダー発効日時点で廃止又は一般サポートの対象外として指定されているソフトウェア、(d) 適用される補足条項に記載されている保守サービス条件に基づいて提供されるソフトウェア、及び(e) 本契約の条件に従わないソフトウェアの使用に起因する課題、問題、欠陥については対象外とします。
- 5.2 **免責条項** シーメンスは、本契約に明示的に記載されている限定的な保証のみを行い、商品性及び特定目的への適合性に関する黙示的な保証を含め(但しこれに限定されない)、その他全ての保証を行いません。シーメンスは、以下の事は保証しません。(i) 報告されたエラーが修正されること、又はサポートの要求によってお客様のニーズが解決されて満たされること、(ii) 提供物又は第三者のコンテンツが中断やエラーを発生せず、フェイルセーフで耐障害性があり、有害なコンポーネントを含んでいないこと、又は(iii) 全てのコンテンツが安全であること、若しくは紛失や損傷がないこと。お客様との通信時に交わされる提供物、特性、機能に関する表明は技術情報を構成するもので、保証又は担保を構成するものではありません。

お客様は、お客様の使用目的と各提供物との適合性の評価、お客様の意図する結果を得るために必要な提供物の選択、並びに提供物の使用について責任があります。提供物を使用することにより、お客様は適用法令を遵守するためのお客様の要件を、提供物が満たしていることに同意するものとします。お客様は、提供物に関連してお客様が使用するソフトウェア及びサービスのベンダーから、当該使用に必要な権利、同意、許可を、自己の費用負担で取得するものとします。お客様は、オーダーが提供物の将来的な特性や機能の提供を条件としていないことに同意します。

シーメンスは、お客様のプロセス又はお客様(若しくはお客様のクライアント)の製品又はサービスの作成、検証、販売、使用を管理せず、本契約に明示的に記載されている侵害請求に対しお客様に補償するシーメンスの義務を除き、第三者がお客様に対して行う請求又は要求に対して責任を負いません。お客様は、提供物の使用を通じてお客様又はその他のユーザーが生成した出力について、当該出力の使用や配布を行う前に、その使用に関連する正確性、完全性、及びその他の要素を評価する責任を単独で負うものとします。

6. 責任の制限

6.1 本契約に何らかの形で関連するシーメンスの全責任は、以下のように制限されるものとします。(i) サブスクリプション期間中に提供された提供物に起因する責任については、請求の原因となる最初の事象の直前の12か月間に当該提供物に対してシーメンスに支払われた料金、但し、全ての提供物に関する責任の総額は、サブスクリプション期間中に当該提供物に対して支払われた料金を超えないものとします。又は、(ii) その他の全ての場合に提供物に対してシーメンスに支払われた料金とします。前述の制限は、第7条にあるシーメンスの補償義務には適用されません。

6.2 シーメンスは、(i) 間接的、偶発的、結果的、特別的、又は懲罰的な損害、生産物若しくはデータの損失、動作の中断、収益若しくは利益の損失(これらの損害が予見可能であった場合を含む)、又は(ii) 無償提供物若しくはプレビューについて責任を負いません。

6.3 シーメンスは、本契約に関連する請求が、当該請求の原因となる最初の事象がお客様によって発見されたか若しくは発見されるべきであった時点から2年以上経過した後提起された場合、当該請求に対して責任を負いません。

6.4 前述の制限と除外は、(i) シーメンスとその関連会社、及びそれらの役員、取締役、ライセンサー、請負業者、従業員、代表者の利益のために適用され、且つ(ii) 契約、制定法、不法行為(過失を含む)等に基づくか否かを問わず、訴訟方式に関係なく適用されます。

6.5 前述の制限及び除外は、適用される法律に従って責任を制限又は除外できない範囲には適用されません。

7. 知的財産権侵害請求に対する補償

7.1 **侵害請求に対する補償** シーメンスは、提供物が、著作権、企業秘密、又は米国、日本若しくは欧州特許庁の加盟国により発行又は登録されている特許若しくは商標を侵害しているという主張に基づきお客様に対して提起された場合に限り、自己の費用負担でこれを補償及び防御し、管轄裁判所がお客様に対して最終的に裁定又は和解合意した損害賠償金全額を支払います。但し、お客様はシーメンスに対し、(i) 請求に関する速やかな書面による通知、(ii) 請求に関連して要求される全ての情報及び合理的な支援、(iii) 請求について防御又は和解するための単独の権限を付与するものとします。シーメンスは、お客様の書面による事前承諾なしに、お客様に代わってお客様の責任や義務を負わないものとし、この承諾は合理的理由なく留保されないものとします。

7.2 **差止め** お客様の提供物の使用に対し侵害請求が原因で終局的差止め命令が出された場合、シーメンスは自らの選択により、お客様が提供物の使用を継続するための権利を取得するか、侵害が回避されるように提供物を置換若しくは変更します。そのような救済措置が合理的に講じられない場合、(i) シーメンスは差止められた提供物の前払い料金について、(a) お客様に永久ライセンスが付与されたソフトウェア又はハードウェアについては、償却期間(お客様への初回納入から60か月間)の残りの期間、又は(b) その他の提供物については、当該提供物の残りのサブスクリプション期間を、日割りで計算して返金し、(ii) 当該提供物に適用される全てのライセンスは自動的に終了され、(iii) お客様は差止められた提供物の使用を直ちに中止して、所有する関連ソフトウェアを全て返却するものとします。シーメンスは、その単独の裁量により、差止め命令が出される前に前述の救済措置を実施し、侵害を軽減することができます。

7.3 **適用除外** 本契約の別段の定めにかかわらず、シーメンスは侵害請求が以下のいずれかに起因する限りにおいて、お客様に対して責任又は義務を負いません。(i) 最新バージョンが侵害にあたらぬ範囲での提供物の旧バージョンの使用、(ii) シーメンスが提供する、ほぼ同じ機能を持つ提供物の置換、修正、パッチ、又は新規バージョンの不使用、(iii) シーメンスが提供していないコンテンツ、機器、製品と提供物の併用、(iv) 無償提供物又はプレビューの使用、(v) プロフェッショナルサービスによる成果物、(vi) シーメンスが提供していない提供物に対する調整、変更又は構成、(vii) お客様が提供する指示、支援、又は仕様。

7.4 **唯一且つ排他的救済** 第7条は、第三者の知的財産権の侵害に対するシーメンスの全責任と、お客様の唯一且つ排他的な救済措置について記載しています。

8. 更新、停止、終了

8.1 **サブスクリプションと更新** オーダーに記載されている場合、又は書面若しくはシーメンスが提供する電子システムで両当事者が合意している場合、該当する有償提供物のサブスクリプション期間は、一方当事者が更新しない旨を、その時点のサブスクリプション期間が終了する少なくとも60日前に他方当事者に通知しない限り、自動的に更新されます。更新されたサブスクリプション期間の長さは、直前のサブスクリプション期間と12か月間とを比較し、期間が長い方が適用されます。提供物に適用する本契約又はオーダーに、参照としてオンライン条項が組み込まれている場合、更新後のサブスクリプション期間には、その時点における最新のオンライン条項が適用されるものとします。更新されたサブスクリプション期間の料金は、直前のサブスクリ

ブション期間の終了時に有効であった料金と同額とします。但し、(i)シーメンスが現行のサブスクリプション期間終了の90日前迄に料金の変更についてお客様に通知した場合、又は(ii)更新されるサブスクリプション期間の料金がオーダーに明記されている場合を除きます。

- 8.2 **停止** シーメンスは、(i)提供物の使用が提供物、シーメンス又は第三者にセキュリティ上のリスクをもたらすとシーメンスが合理的に判断した場合、或いはシーメンス又は第三者に責任を負わせることになる場合、(ii)お客様が本契約に著しく違反した場合、(iii)又は第8.4条に基づきシーメンスに即時解約の権利が付与される状況が発生した場合、お客様又はユーザーの提供物へのアクセス及び提供物の使用の全部又は一部を直ちに停止若しくは制限することができます。停止又は制限は、本契約に基づいてシーメンスに付与されるその他の権利を制限せず、お客様の料金の支払い義務を免除したりするものではなく、当該停止又は制限を行う理由がなくなった時点で解除されます。
- 8.3 **契約終了** いずれの当事者も、該当するサブスクリプション期間中、便宜のためにオーダーを終了することはできません。一方当事者は、他方当事者が本契約の重大な違反を犯し、その違反に関する通知を受領してから30日以内にその違反が是正されない場合、提供物のオーダーを即時に終了できることとします。但し、かかる終了は、重大な違反の影響を受ける提供物においてのみ有効となります。シーメンスは、お客様がシーメンスのソフトウェアを不正にインストール又は使用した場合、お客様が破産の申請を行うか若しくは破産手続きに対して申し立てを受けた場合、お客様が事業を停止した場合、お客様が第2.3条、第2.4条、第3.3条、第3.5条、第3.6条、第3.8条、第5.2条、第6条、第8.4条、第9条、第10条、第11.4条、第11.6条、第11.9条の条件に違反した場合、又は適用される法律若しくは政府当局の要請に従う必要がある場合は、一部又は全てのオーダー若しくは本契約を、お客様に通知の上、直ちに終了することができます。
- 8.4 **契約満了又は契約終了の影響** 適用されるサブスクリプション期間が満了した場合、又は理由の如何を問わず1つ以上の提供物のオーダー若しくは本契約が終了した場合、影響を受ける提供物のアクセス、使用、受領に関するお客様の権利は自動的に終了します。お客様は、影響を受ける提供物の使用を直ちに中止し、所有又は管理している当該提供物に関連する全てのソフトウェアとその他のシーメンスの機密情報を削除及び破棄し、シーメンスに書面で当該削除及び破棄を証明するものとします。本契約又は1つ以上の提供物のいずれかのオーダーが終了しても、オーダーに記載された合計料金に対するお客様の支払い義務が免除されることはありません。料金の支払義務は終了時点で直ちに生じます。第8.4条に基づき、シーメンスの重大な違反によりお客様が契約を解除した場合、シーメンスは、影響を受ける提供物の前払い料金について、残りのサブスクリプション期間を日割り計算して返金を行います。第2.3条、第2.4条、第3.3条、第3.5条、第3.6条、第3.8条、第5.2条、第6条、第8.4条、第9条、第10条、第11.4条、第11.6条、第11.9条は、本契約の終了後も存続するものとします。

9. 輸出管理と制裁の遵守

- 9.1 **全般** お客様は、適用される全ての制裁、禁輸規制、(再)輸出規制、法律及び規制を遵守し、いかなる場合においても、欧州連合、アメリカ合衆国及び現地で適用される法域の規制(以下総称して「輸出規制」という。)を遵守するものとします。
- 9.2 **物品及びサービスの確認** お客様は、シーメンスが提供する物品(ハードウェア、ドキュメンテーション及びテクノロジーを含む)又はシーメンスが第三者に提供したサービス(プロフェッショナルサービス、保守サービス、技術サポートを含む)の取引を行う前に、適切な手段により、次のことを確認するものとします。(i)お客様による当該物品及びサービスの使用、移転、配布、契約の仲介、当該物品及びサービスに関するその他の経済資源の提供が輸出規制に抵触していないこと、またこれらを回避する手段(不当な転用等)についても考慮すること、(ii)物品及びサービスは、禁止された非民生目的(軍備、核技術、兵器等)のために提供されたものではないこと、(iii)物品及びサービスの受領、使用、移転、配布に関与する全ての直接的及び間接的な関係者が、該当する全ての輸出制裁当事者リストに記載されている団体、個人、及び組織ではないこと。
- 9.3 **ソフトウェアの不適切な使用** お客様は、輸出規制又は各行政機関のライセンス或いは承認によって許可されている場合を除き、次のことを行うことはできません。(i)包括的制裁措置によって禁止されている地域又は輸出規制のライセンス要件の対象となる地域で、ソフトウェアのダウンロード、インストール、アクセス、使用を行うこと、(ii)輸出規制制限当事者リストに記載されている(又は記載当事者が所有或いは管理する)法人、個人、組織に対して、ソフトウェアへのアクセスの許可、移転、(再)輸出、みなし(再)輸出を行うこと、(iii)輸出規制で禁止されている目的でソフトウェアを使用すること(軍事、核技術、兵器に関する使用等)、(iv)ユーザーによる上記行為を助長すること。お客様は全てのユーザーに対して、輸出規制を遵守するために必要な全ての情報を提供するものとします。
- 9.4 **半導体開発** お客様は、シーメンスの書面による許可を事前に得ることなく、米国輸出管理規則(15 CFR 744.23)で規定されている基準を満たす中国の半導体製造施設での集積回路の開発又は製造を目的として提供物を使用することはできません。
- 9.5 **ロシア又はベラルーシへの(再)輸出の禁止** お客様は、直接的又は間接的に、ロシア連邦又はベラルーシに対して、又はロシア連邦又はベラルーシにおける使用の為に本契約に基づきシーメンスから供給された提供物を輸出又は再輸出しないものとします。お客様は、本項の目的が、第三者又は認定ソリューションパートナーによって妨げられないよう最善の努力を払うものとします。お客様は、本項の目的を妨げるような第三者の行動を検知する為の適切な監視メカニズムを構築し、維持するものとします。
- 9.6 **情報** お客様は、シーメンスから要求があった場合に、ユーザー、使用目的、使用場所、又は提供物の最終目的地(ハードウェア、文書、技術の場合)に関する全ての情報を速やかにシーメンスに提供するものとします。お客様は、防衛に関する情報、適用される政府規制によって管理される情報、又は特別な処理を必要とする情報をシーメンスに開示する前に、シーメンスに通知し、シーメンスが指定する開示ツールや開示方法を使用するものとします。
- 9.7 **補償** お客様は、パートナー及びそのユーザー、第三者のビジネスパートナーによる輸出規制の違反又は違反の疑いを含む、お客様の第9条に関する不遵守に何らかの形で関連するあらゆる請求、損害、罰金、費用(弁護士費用及び経費を含む)について、

シーメンス、その関連会社、下請業者、その代表者を補償し、損害を与えないものとします。お客様は、シーメンスに対してその結果生じた全ての損失及び費用を補償するものとします。

9.8 **留保** シーメンスは、国内又は国際的な外国貿易、税関の要件、禁輸、その他の制裁に起因する障害によって本契約の履行が妨げられた場合、本契約を履行する義務を負わないものとします。お客様は、シーメンスが輸出規制に基づき、お客様又はユーザー(或いはその両方)による提供物へのアクセスを制限又は停止する義務を負う場合があることに同意するものとします。

10. 機密性

10.1 **機密情報** 「機密情報」とは、本契約に基づき一方当事者又はその関連会社若しくは請負業者が他方当事者に開示する、機密と表示された、又は分別のある人物にとって機密性が明らかである全ての情報を意味します。シーメンスの機密情報には、本契約の条件、オーダー、提供物、システム情報、シーメンス IP、及び提供物のベンチマーキングによってお客様が得た全ての情報が含まれます。受領当事者は、(i) 以下の場合を除き、機密情報を開示しないものとします。(a) 必要最小限の人にだけ知らせるという原則に基づき、本契約と同等の機密保持義務及び使用制限に拘束される当事者並びにその関連会社の従業員、コンサルタント、請負業者、財務顧問、税務顧問、法律顧問に開示する場合、又は(b) 開示当事者若しくは本契約によって許可されている場合。又、(ii) 本契約に基づく権利の行使若しくは執行、又は義務の履行に必要な場合のみ機密情報を使用し、(iii) 不正な使用や開示から開示当事者の機密情報を保護するために合理的な注意を払うものとします。受領当事者は、かかる各受領者が第 10 条を遵守することに対する責任があります。シーメンス及びその関連会社は、お客様を顧客としてそれらの Web サイト、顧客リスト及びその他の販促資料に記載することができます。

10.2 **適用除外** 第 10.1 条の義務は、以下の機密情報には適用されません。(i) 本契約に違反して受領当事者が開示した結果による場合を除き、一般的に利用可能である又は利用可能になった情報、(ii) 受領当事者が開示当事者以外の情報源から入手した情報(但し、受領当事者が、当該の情報源自体が法律上、契約上又は受託者としての守秘義務に拘束されていることを信じるに足る根拠がないことを前提とします)、(iii) 受領当事者が開示当事者から受領する前に守秘義務を負うことなく所有していた情報、(iv) 受領当事者が開示当事者の機密情報を使用又は参照することなく、独自に開発した情報、(v) 政府機関又は法律で開示することが要求される情報(但し、受領当事者は、要求された開示について法律で認められている範囲内で書面にて開示当事者に速やかに通知し、かかる開示の範囲を制限するために開示当事者に協力するものとします)。

11. 一般条項

11.1 **シーメンスの関連会社及び協力会社** シーメンスの最終的な親会社若しくはシーメンスの最終的な親会社が直接的又は間接的に所有又は支配する会社が、本契約に基づくシーメンスの権利を行使し、シーメンスの義務を履行することがあります。シーメンスは、提供物を提供するため、未提携の請負業者を含め、様々な国のリソースを使用することがあります。シーメンスは引き続き、本契約に基づく義務に対する責任を負います。

11.2 **契約譲渡** 本契約は、本契約当事者の承継人、法定代理人及び許可された譲受人にも効力が及び、これらの者を拘束します。但し、お客様は、本契約及び本契約に基づき付与された権利を、シーメンスの書面による事前承諾なしに、(法の適用又はその他の理由により) 譲渡、サブライセンス又はその他の方法で譲渡することはできません。本条項に違反して試みられた譲渡は無効となります。

11.3 **米国政府に適用されるライセンス権** 提供物は、民間の費用のみによって開発された商用製品及び商用サービスです。提供物が米国政府による使用のために直接的又は間接的に取得される場合、両当事者は、当該提供物は、48 C.F.R. § 2.101 に定義する商業製品、商業サービス及び商業コンピューターソフトウェア又はコンピューター・ソフトウェア・ドキュメンテーションとみなされることに合意します。提供物は、48 C.F.R. § 12.212 及び 48 C.F.R. § 227.7202 で要求するように、本契約の条件に従った場合に限り、使用することができます。米国政府は本契約に定める権利のみを有します。本契約は、適用される義務的な連邦法と矛盾する規定を除き、政府の注文書に記載された矛盾する条件に優先します。シーメンスは秘密取扱許可を取得する、又はその他の方法で米国政府の機密情報へのアクセスに関与することは要求されないものとします。

11.4 **フィードバック** お客様が、提供物に関連して、変更や改善の提案、サポートの要求(関連情報を含む)、エラーの修正を含めアイデアやフィードバック(以下総称して「フィードバック」という。)を提供する場合、シーメンスはフィードバックを条件や制限なく使用することができます。

11.5 **不可抗力** いずれの当事者も、その合理的な支配の及ばない原因により、本契約に基づく義務(支払い義務に関するものを除く)の履行の遅延又は不履行について責任を負いません。遅延当事者は、そのような事象が発生した場合、速やかに他方当事者に通知します。

11.6 **情報提供の義務、監査** シーメンスは、許可された使用を保証する目的で、ソフトウェアに報告機能を組み込む権利を保有します。当該機能により、お客様がソフトウェアを通じて処理する技術データやビジネスデータが送信されることはありません。お客様は、お客様が本契約を遵守していることを確認するために、シーメンスが合理的に要求する情報又はその他の資料を提供するものとします。お客様は、シーメンスが提供するインベントリーツールを使用して自己監査を実施できます。当該自己監査は、監査通知から 20 営業日以内に開始し、開始後は 20 営業日以内に完了する必要があります。お客様が、シーメンスの合理的な要求を満たす形で自己監査を実施しない場合、シーメンス又はその認定代理人は、監査の完了を促す目的でお客様の敷地内に立ち入ることができるものとします。

11.7 **通知** 通知は、該当するオーダーで指定された当事者の住所に書面で送付されこととします。当事者は、相手方当事者に書面で通知することにより、通知の受領住所を変更することができます。

11.8 **言語** シーメンスが本契約の英語版の翻訳を提供する場合、矛盾が生じた際には、本契約の英語版が優先されます。

11.9 **準拠法及び法域** 本契約は、抵触法の規定を参照することなく、以下の表に規定される適用法令に、そこに定められたとおり従うものとします。本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されません。本契約に起因又は関連して生じる紛争は、以下の表に定めるとおり解決されるものとします。

オーダーで指定されたシーメンス法人の所在国:	適用法令:	本契約に起因又は関連して生じる紛争:
ブラジルを除く、北米又は南米の国	米国デラウェア州の法律	米国デラウェア州の裁判所の管轄権に従います。これにより、各当事者は、かかる紛争について、デラウェア州の関連する裁判所の人的管轄権に従うことに同意したものとします。
ブラジル	ブラジルの法律	オーダーに記載されたシーメンス法人が所在する都市の裁判所の管轄権と裁判地に従います。
日本、イスラエル及びトルコを除く、アジア又はオーストラリア/オセアニアの国	シンガポールの法律	国際商工会議所の仲裁規則(「ICC 規則」)に従って拘束力のある仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁地はシンガポールとします。
日本	日本の法律	ICC 規則に従って拘束力のある仲裁により最終的に解決されます。仲裁地は日本の東京とします。
上記のいずれにも該当しない国	スイスの法律	ICC 規則に従って拘束力のある仲裁により最終的に解決されます。仲裁地はスイスのチューリッヒとします。

上記の表に記載のように紛争が仲裁の対象となる場合、仲裁人は ICC 規則に従って指名され、議事進行の使用言語は英語とし、文書提出命令は各当事者がその提出において特に依拠している文書に限定されます。第 11.9 条のいかなる規定も、管轄権のある裁判所において現状維持又は暫定措置の維持を目的とした暫定的救済を求める当事者の権利を制限するものではありません。上記に関わらず、適用法令の下で許容される範囲、及び第 11.9 条の無効又は適用不能をもたらさない範囲において、両当事者は、シーメンスがその単独の裁量により、提供物が使用されている管轄地又はお客様が事業所を有する管轄の裁判所において、(i) 自己の知的財産権を行使するため、又は (ii) 提供物に対する未払い金額の支払いを求めるため、訴訟を提起できることに同意するものとします。

11.10 **権利不放棄、有効性、強制執行力** 本契約のいずれかの条項を執行しなかったとしても、当該条項の権利放棄とはみなされないものとします。本契約の条項が無効、違法又は執行不能であるとされた場合においても、本契約の残りの条項の有効性、適法性及び強制執行力は、影響を受けず、かかる条項は、適用法令に基づき両当事者の当初の意思をできる限り反映するべく書き換えられたものとみなされます。両当事者は、電子署名又はシーメンスが指定する電子システムを介した本契約の受諾が、自署と同等の効力を持つことに同意します。

11.11 **完全合意** 本契約は本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成し、従前又は現在の書面又は口頭による本契約の主題に関する合意又は通信に優先します。別の文書を参照している文書が参照されている場合は、当該文書に別段の記載がない限り、かかる別の文書も含まれるものとします。本契約は、補足条項に記載されている場合、又は両当事者の権限を与えられた代表者の自署若しくは電子署名、又はシーメンスがかかる目的のために明示的に提供している場合はオンラインメカニズムを介して同意されている場合を除き、変更することはできません。その他の条件は適用されません。購入オーダー又は同様のお客様の文書の条件は除外され、そのような条件はオーダーに適用されず、そのような文書に矛盾する文言があっても、本契約を補足又は修正するものではありません。